

七ヶ宿町人事行政の運営等の状況について

「七ヶ宿町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、七ヶ宿町の令和5年度における人事行政の運営等の状況について、次のとおり公表します。

令和6年10月1日

七ヶ宿町長 小 関 幸 一

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の任免（令和5年度）

区 分	職 種	人 数	計
採用者数	行政職	1人	2人
	技術職	1人	
退職者数	行政職	1人	2人
	医師	1人	
再任用職員	常時勤務職員	3人	3人
	短時間勤務職員	-	

(2) 職員数（令和5年4月1日現在）

部 局	条例定数	職員数	備 考
町 長 部 局	58人	55人	保育所職員含む
議 会 事 務 局	2人	2人	
選 挙 管 理 委 員 会	2人	0人	総務課職員が併任
監 査 委 員	2人	0人	議会事務局職員が併任
教 育 委 員 会	8人	7人	
農 業 委 員 会	2人	0人	農林建設課職員が併任
計	74人	64人	

2 職員の人事評価の状況

(1) 勤務成績の評定

人事評価制度を実施し、勤勉手当及び昇給等に反映させています。

3 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況（令和5年度普通会計決算）

人口 (R6.1.1現在)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	前年度 人件費率
人	千円	千円	千円	%	%
1,225	3,244,884	88,379	508,310	15.7	19.2

※人件費とは、一般職・特別職に支給される給料、職員手当、共済負担金、退職手当、災害補償費です。

(2) 職員給与費の状況（令和5年度普通会計決算）

職員数 (A)	給与費				1人当たりの 給与費 B/A
	給料	職員手当	期末勤勉手当	計(B)	
人	千円	千円	千円	千円	千円
55	175,122	36,932	79,504	291,558	5,301

※職員手当には退職手当は含まれません。

※特別職に支給される給料等は含まれません。

(3) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（令和5年4月1日現在）

区分	一般行政職			技能労務職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
七ヶ宿町	303,513円	363,968円	41.8歳	* 円	* 円	* 歳
宮城県	318,460円	421,616円	42歳	302,996円	342,235円	53.1歳
国	323,823円	405,378円	42.1歳	288,144円	330,553円	51.2歳

※平均給与月額は、給料月額と毎月支給される扶養手当、住居手当、通勤手当等の諸手当を含んだものです。なお、本町の技能労務職は3人未満のため「*」表示にしています。

(4) 職員の初任給の状況（令和6年4月1日現在）

区分	七ヶ宿町	宮城県	国	
一般行政職	大学卒	196,200円	203,800円	196,200円
	高校卒	166,600円	172,000円	166,600円

(5) 期末・勤勉手当の状況（令和5年12月1日現在）

支給割合	七ヶ宿町		宮城県		国	
	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
6月期	1.20月分	1.00月分	1.20月分	1.00月分	1.20月分	1.00月分
12月期	1.25月分	1.05月分	1.25月分	1.05月分	1.25月分	1.05月分
計	2.45月分	2.05月分	2.45月分	2.05月分	2.45月分	2.05月分

(6) 退職手当の状況（令和5年12月1日現在）

区分	七ヶ宿町		宮城県		国	
	自己都合	勸奨・定年	自己都合	勸奨・定年	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	19.6695月分	24.586875月分	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	28.0395月分	33.27075月分	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	39.7575月分	47.709月分	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	44.7795月分	47.709月分	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (割増率2%~20%加算)		定年前早期退職特例措置 (割増率2%~20%加算)		定年前早期退職特例措置 (割増率3%~45%加算)	

4 職員の勤務時間、その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間

1日 7時間45分(休憩時間を除く)

1週間あたり 38時間45分

(2) その他の勤務条件

①始業、終業、休憩時間

始業	終業	休憩時間
8時30分	17時15分	12時から13時まで

②休日

日曜日及び土曜日は、一般的には勤務を要しない日です。また、次に掲げる日には、特に勤務を命じられない限り勤務する必要はないとされています。

(ア) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(イ) 12月29日から1月3日までの国民の祝日に関する法律に規定する休日を除いた日

③休暇(年間とは暦年であり、年度ではありません。)

区分	取得できる理由等	
年次有給休暇 (有給)	年間20日取得可能。また20日を限度に翌年繰越が可能。 令和4年の平均取得日数…11.8日	
病欠休暇 (有給)	職員が負傷又は疾病のため療養する必要があり、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合。	
特別休暇 (有給)	選挙権その他公民権行使	必要と認められる期間
	証人等として出頭	〃
	骨髄移植検査・入院	〃
	ボランティア活動	年間5日以内
	職員が結婚したとき	7日以内
	不妊治療に係る通院等	年間5日(町長が定める場合10日)
	妊娠に伴う障害	10日以内
	妊娠に伴う通勤障害	1日1時間又は30分2回
	母子健康法に基づく指導、検診など	必要と認められる期間
	妊娠12週未満の流産	10日以内
	産前及び産後休暇	産前、産後ともに8週間ずつ
	育児時間(満1歳未満)	1日1時間又は30分2回
	生理休暇	2日以内
	妻の出産	2日以内
	妻の出産に伴う子の養育	5日以内
	乳幼児の予防接種	必要と認められる期間
	未就学児の負傷や疾病のための看護	年間5日以内(2人以上の場合10日)
	要介護者の介護等	年間5日以内(2人以上の場合10日)
	親族(姻族)が死亡したとき	区分により1日から10日以内
	父母・配偶者・子の追悼行事等	1日以内
夏季休暇	7月～10月までに5日以内	
非常災害等により出勤出来ないとき	必要と認められる期間	
結核性疾患による軽減	〃	
通信教育による面接授業出席	〃	
国、県、市町村等の資格取得のための試験	〃	
国、県、市町村等の表彰式に出席するとき	〃	
国などが主催する運動競技会に役員として参加する場合	〃	
職務による海外視察等	〃	
介護休暇 (無給)	職員が、配偶者、父母(姻族含む)、子等の親族を介護するために、連続する6月の期間内で、必要と認められる期間	
組合休暇 (無給)	職員が職員団体の業務又は活動に従事する場合における休暇	

④育児休業の取得状況(令和5年度)

育児休業は、職員が3歳に満たない子を養育するため、子が3歳に達するまで取得することができます。

令和5年度の取得者について、男性職員1名、女性職員は対象者がいませんでした。

5 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分者数(令和5年度)

処分事由	根拠条項	降任	免職	休職	降給	計
勤務実績が良好でない場合	法第28条第1項第1号					0人
心身の故障の場合	法第28条第1項第2号 〃 第2項第1号					0人
職に必要な適格性を欠く場合	法第28条第1項第3号					0人
職制、定数の改廃、予算の減少により 廃職、過員を生じた場合	法第28条第1項第4号					0人
刑事事件に関し起訴された場合	法第28条第2項第2号					0人
条例で定める事由	法第27条第2項					0人

(2) 懲戒処分者数(令和5年度)

処分事由	根拠条項	戒告	減給	停職	免職	計
法令に違反した場合	法第29条第1項第1号					0人
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	法第29条第1項第2号					0人
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合	法第29条第1項第3号					0人

6 職員の服務の状況

(1) 服務制度の概要等

地方公務員法(昭和25年法律第261号)第30条では、服務の基本基準として、「すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」とされており、下記の義務や制限が定められています。

ただし、研修を受ける場合や定期健康診断を受診する場合のほか、町長が定める場合に職務に専念する義務が免除されることがあります。

服務の具体的内容	根拠条項
服務の宣誓	法第31条
法令及び上司の命令に従う義務	法第32条
信用失墜行為の禁止	法第33条
秘密を守る義務	法第34条
職務に専念する義務	法第35条
政治的行為の制限	法第36条
争議行為等の禁止	法第37条
営利企業等の従事制限	法第38条

(2) 綱紀の保持

職員は全体の奉仕者であって、その職務は住民から付託された公務であることから、公務員としての綱紀の保持については、常日頃から職員に対して注意を喚起し、その徹底を計っています。

7 職員の退職管理の状況

「七ヶ宿町職員の退職管理に関する条例」により、営利企業等へ再就職した場合は届出が必要となります。

8 職員の研修の状況

(1) 宮城県市町村職員研修所における研修の状況（令和5年度）

	研修種別	対象職員等	受講者数
階層別研修	新規採用職員研修	新たに採用した職員	1人
	一般職員研修Ⅰ	採用後3～7年の職員	3人
	一般職員研修Ⅱ	採用後8～12年の職員	1人
	監督者研修Ⅰ	新任係長級職員	2人
	管理者研修Ⅰ	新任補佐級職員	2人
	管理者研修Ⅱ	新任課長級職員	1人
	管理者研修Ⅲ	現任課長級職員	3人

(2) 宮城県町村会における研修の状況（令和5年度）

研修種別	対象職員等	受講者数
新規採用職員研修	新たに採用した職員	1人

9 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の福祉

①健康診断	定期健康診断(年1回実施)受診者数	… 62人
	人間ドック(年1回実施。対象者は30歳以上)受診者数	… 48人

②共済制度

共済制度とは、職員の掛金と使用者である地方公共団体等の負担金を財源として、職員の生活の安定と福祉の向上を図るもので、宮城県市町村職員共済組合において各種給付事業や福祉事業を実施しています。

③公務災害補償

地方公務員災害補償制度は、地方公務員が公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいいます。）又は、通勤による災害によって生じた損害を補償するとともに、必要な福祉事業を行うものであります。

④福利厚生

七ヶ宿町職員互助会条例（平成8年条例第17号）により「七ヶ宿町職員互助会」を設置し実施しています。

◆運営状況（令和5年度）

団体名	会員数	公費補助	活動内容
七ヶ宿町職員互助会	64人	なし	会員に対する各種金品の支出（入院見舞、退職者への餞別等）、レクリエーション助成、各運動部への活動助成

(2) 職員の利益の保護

①措置要求制度

法第46条の規定により、職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し公平委員会に対して、任命権者により適当な措置が執られるべきことを要求することができることと、されています。

②不利益処分に対する不服申立て

法第49条の2の規定により、職員は、懲戒その他職員の意に反すると認める不利益な処分を受けたとき、公平委員会に対してのみ不服申立てをすることが認められています。

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況	… 該当なし
(2) 不利益処分に関する不服申立ての状況	… 該当なし